

令和2年4月13日
国土交通省北陸地方整備局
富山河川国道事務所
中日本高速道路株式会社
名古屋支社
金沢支社

報道関係各位

国道41号法面崩落に伴う E41 東海北陸自動車道・E8北陸自動車道の一部区間の 代替路(無料)措置について

国道41号の道路下の法面崩落のため、令和2年4月10日から、国道41号(富山市猪谷地区 から 富山市片掛地区 まで)が通行止めとなっています。現在、復旧に向け全力で取り組んでおりますが、復旧には、なお相当の期間がかかる見込みです。

これに伴い、岐阜県飛騨地方と富山県の間は、広域的に迂回する必要があるため、E41 東海北陸自動車道の飛騨清見インターチェンジ(IC)と、E8 北陸自動車道の富山ICなど下記に記載のICとの間を利用する車両を対象として、国道41号の代替路(無料)措置を実施します。その迂回経路は、別紙1のとおりです。

代替路(無料)措置について

(1)実施期間

令和2年4月13日17時00分 から

国道41号(富山市猪谷地区から富山市片掛地区まで)の通行止め解除 までの間

※ 終了時期は別途お知らせいたします。

(2)対象となるご利用区間

東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 東海北陸自動車道 五箇山 IC
東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 東海北陸自動車道 福光 IC
東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 東海北陸自動車道 南砺スマートIC
東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 北陸自動車道 砺波 IC
東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 北陸自動車道 高岡砺波スマート IC
東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 北陸自動車道 小杉 IC
東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 北陸自動車道 富山西 IC
東海北陸自動車道 飛騨清見 IC ⇔ 北陸自動車道 富山 IC

記載のICを入口・出口と
するご利用のみが対象です

※上記区間を超えて通行する車両は、対象となりません(上記区間も含め通常の通行料金をいただきます)

(詳細は別紙2のとおり)

※南砺スマートIC、高岡砺波スマートICは、ETC車専用のインターチェンジです。

(3)対象車種

全車種

<ご注意ください>

対象区間内にある飛驒トンネル・袴腰トンネルにおいては、危険物を積載する車両は、道路法第46条第3項の規定などに基づき、通行が禁止又は制限されています。

迂回路については、事前に通行可能な道路のご確認をお願いします。

<https://www.c-nexco.co.jp/safety/tokusya/tokusya03.html>

(4)通行方法

【ETCをご利用のお客さま】

対象となるICでは、ETC無線走行(ノンストップ自動料金支払いシステム)してください。

※ご注意 ETCご利用の場合、出口料金所では通行料金が表示されるとともに、ETC利用照会サービス等において利用履歴が表示されますが、ご請求はいたしません。

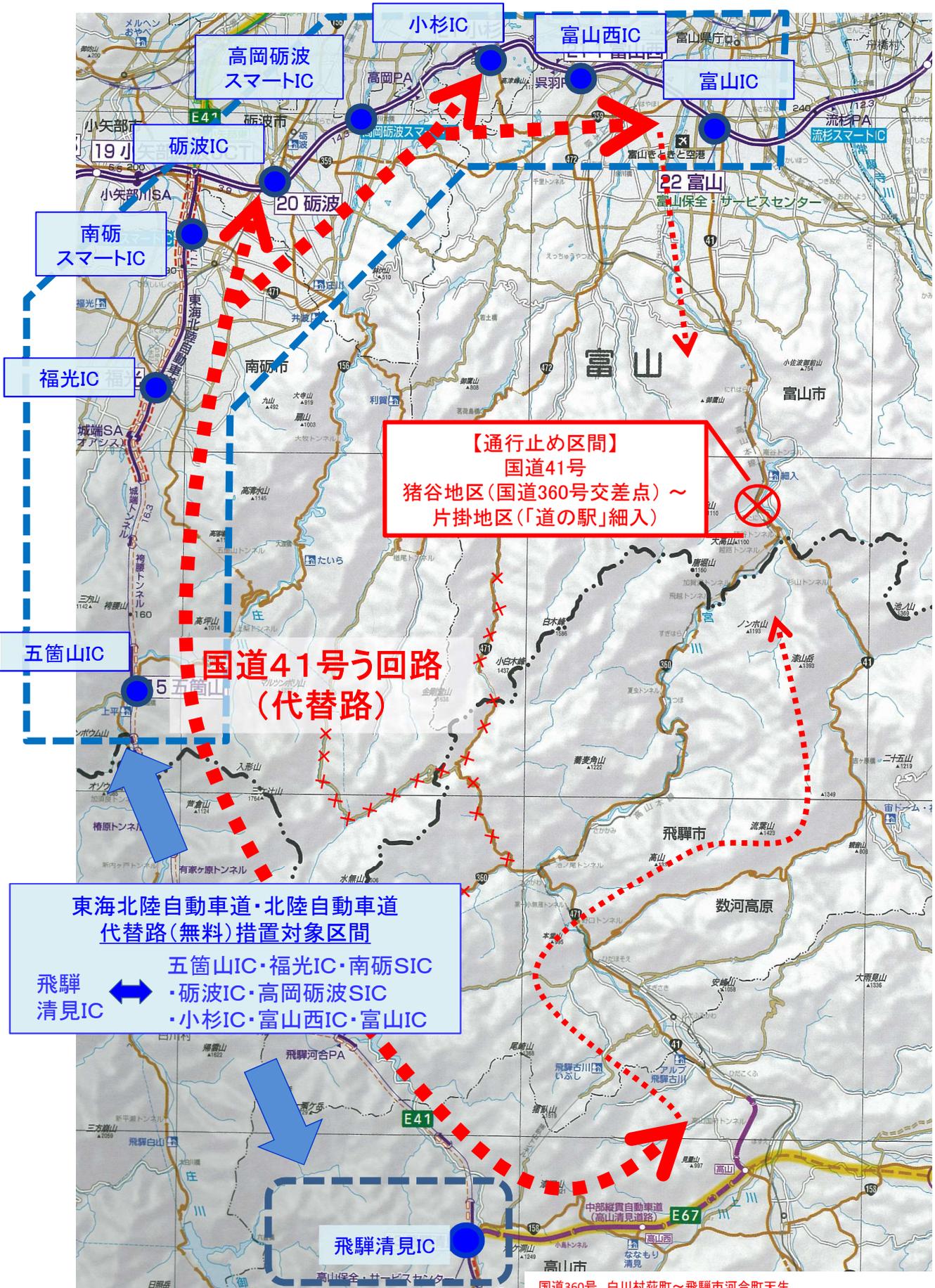
【ETCをご利用にならないお客さま】

入口では必ず通行券をお取りいただき、出口では一般レーンをご利用ください。

同時配布先	岐阜県政記者クラブ、富山県政記者クラブ
お問合せ先 <国道の状況などについて>	国土交通省 北陸地方整備局 富山河川国道事務所 調査第二課長 高田 英和 電話 076-443-4717
お問合せ先 <高速道路の状況や 代替路(無料)措置について> (お客さま専用)	NEXCO中日本お客さまセンター(24時間対応) TEL 0120-922-229(フリーダイヤル) ※フリーダイヤルをご利用できない場合 TEL 052-223-0333(通話料有料)

代替路(無料)措置

別紙1



国道360号 白川村荻町～飛騨市河合町天生
 国道471号 飛騨市河合町角川～富山市八尾町杉ヶ平
 県道34号 飛騨市河合町檜峠～南砺市利賀村大勘場 いずれも通行止め

**E41東海北陸自動車道 – E8北陸自動車道の一部区間で
国道41号の代替路（無料）措置を行います
～4月13日 17時00分から～**

◀ **E41** 東海北陸自動車道 **E8** 北陸道 代替路(無料)措置 ▶

国道41号の道路下の法面崩落による通行止にあたり、通行止区間の迂回路として東海北陸道 飛騨清見IC～北陸道 富山IC等の間をご利用いただくため、通行止の期間中は、通行料金を徴収しない措置を取ります。

【通行料金を徴収しない通行】

対象IC① E41東海北陸自動車道 飛騨清見IC

対象IC② E41東海北陸自動車道 五箇山IC・福光IC・南砺SIC

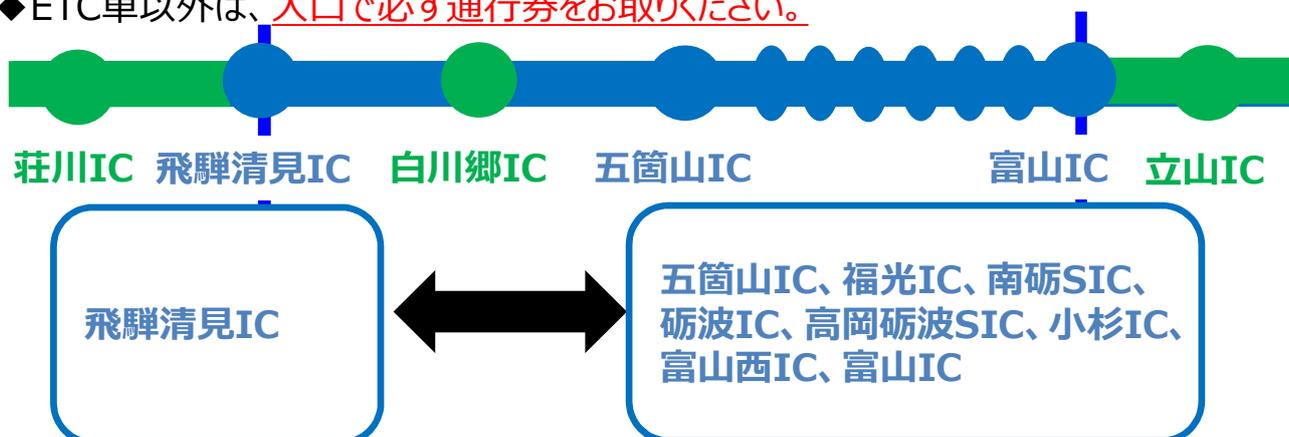
E8北陸道 砺波IC・高岡砺波SIC・小杉IC・富山西IC・富山IC

対象IC①を流入し、対象IC②を流出するご利用。

対象IC②を流入し、対象IC①を流出するご利用。

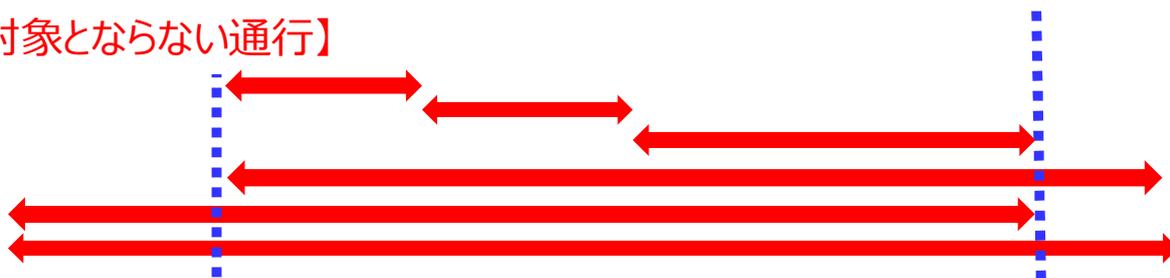
◆ETC車はETCレーン、ETC車以外は一般レーンをご利用ください。

◆ETC車以外は、**入口で必ず通行券をお取りください。**



対象IC①と対象IC②間の走行が、代替路(無料)措置の対象となります。

【対象とならない通行】



対象区間を超えたご利用や、対象区間のうち途中ICのみのご利用は、

代替路（無料）措置の対象とはなりません。**全区間有料となります。**

※（対象とならない例）飛騨清見IC～白川郷IC、五箇山IC～富山IC、荘川IC～立山IC等のご利用